

宅建にいがた

題字は元新潟県知事 君 健男氏

2020.9.15 第342号 (毎月15日発行)

由行 好風 徑子

奈良薬師寺元管主 高田好風師記念の書

新潟市と佐渡市へコロナウイルス対策として寄付金を贈呈

— 新潟支部 —

9月7日(月)、新潟支部の河端支部長、平井総務委員長は、新潟市役所を訪問し、新型コロナウイルス対策として寄付金の目録を中原市長に手渡しました。河端支部長は席上、「まちの活性化に役立ててほしい」と述べ、中原市長は「このたびの貴重なお金は、経済の回復や企業支援の充実等のために有効活用させていただきます。」と話をされました。また、9月15日(火)には、土屋協議委員が佐渡市役所を訪問し、渡辺市長に寄付金の目録を手渡しました。

この度の寄付は、新潟支部協議委員会(令和2年8月25日開催)において可決した、新潟支部会員1社あたり約1,000円相当額(支部会員約560社)を支部運営費から寄付をする旨の決議によるものです。詳細は以下の通りです。

新潟市 55万円(新潟市新型コロナウイルス感染症対策協力基金へ)

佐渡市 10万円(佐渡市へ)

テレビ放映では、新潟県宅建協会は「公益社団法人として、不動産の無料相談等を通じて地域貢献活動を行っており、地域の活性化に役立つ取組を行っている団体である」と紹介がありました。



中原市長と河端支部長



土屋協議委員と渡辺市長(佐渡市写真提供)



左から平井委員長・中原市長・河端支部長



左から土屋協議委員・渡辺市長(佐渡市写真提供)

『宅建にいがた』には重要な情報が掲載されており、会社内でご覧いただけますようお願い致します。

不動産取引時において新潟市の洪水ハザードマップを用いて取引対象物件の所在地を説明する際の留意事項について

— 新潟市 —

宅地建物取引業法施行規則の一部改正により、不動産取引時に水害ハザードマップにおける対象物件の所在地を事前に説明することが義務づけられましたが、新潟市内に所在する不動産の取引時において、新潟市の洪水ハザードマップの該当範囲を提示して対象物件の概ねの位置を取引の相手方に示すなど、取引相手方への説明を行うにあたっては、次の事項にご注意ください。

1. 洪水ハザードマップについて

新潟市では、「河川別版」と「中学校区版」の2種類の洪水ハザードマップを作成しており、最新の洪水ハザードマップは新潟市ホームページで公表しています。また、洪水ハザードマップは、今後も随時、新たな河川の追加や、河川ごとに浸水想定の見直しを行う予定です。

(1) 河川別版の洪水ハザードマップ

河川ごとの浸水想定区域と浸水の深さを、区単位で表示したハザードマップです。同一の土地であっても、どの河川で洪水が発生するかにより、浸水想定区域や浸水の深さが異なるので注意が必要です。

(2) 中学校区版の洪水ハザードマップ(冊子の総合ハザードマップと同内容)

河川別の洪水ハザードマップをもとに、浸水想定区域と各地点の最大の浸水の深さを1枚にまとめ、中学校区単位で表示したハザードマップです。不動産取引時の説明は実務上、このハザードマップを用いて行われるケースが多いと考えられますが、平成31年3月時点のものであるため、作成時点の関係で、浸水の影響を反映していない河川があります。また中学校区版と併せて、「河川別版」の洪水ハザードマップも不動産取引の相手方へ提示する必要がある河川と該当区があるため、注意が必要です。

2. 高潮ハザードマップについて

令和2年8月末時点において、新潟市内には高潮浸水想定がないため、高潮ハザードマップは作成していません。

3. 水防上雨水出水(内水)に係るハザードマップについて

令和2年8月末時点において、新潟市内には水防上雨水出水ハザードマップの作成の対象となる下水道施設がないため、雨水出水(内水)に係るハザードマップは作成していません。

4. 洪水ハザードマップ最新版の調べ方について

洪水ハザードマップについては入手可能な最新のものを使うこととされています。

新潟市では、平成31年春に総合ハザードマップ(中学校区)版の冊子を全世帯配布しており、現在は冊子を無くした市民向けに、在庫の範囲内で再配布していますが、「最新版」のハザードマップは新潟市ホームページに掲載しています。

「宅地建物取引業法施行規則の一部改正(水害リスク情報の重要事項説明への追加)に関するQ&A(国土交通省が作成・公表)」のとおり、不動産取引の相手方への説明等にあたっては、新潟市ホームページに掲載してある「最新版」ハザードマップを使用してください。

詳細は「新潟市ホームページTOP→暮らし・手続き→防災・災害→避難場所→ハザードマップ」をご覧ください。

https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/hinanjo/kouzui_hinanchizu/index.html

【お問合わせ先】新潟市危機管理防災局防災課

蝦名 様・松元 様 TEL: 025-226-1143

※新潟市以外の市町村につきましてもホームページ等でご確認ください。

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第16条第1項に規定する

知事指定薬物の新規指定について

— 新潟県福祉保健部 —

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第16条第1項に規定する知事指定薬物として新たに5物質を指定しました。詳しくは新潟県告示第949号をご覧ください。

http://kenpo.pref.niigata.lg.jp/bn/R02_08/0826_g1/g1_20200826i20932.pdf

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律における

指定薬物及び医療等の用途を定める省令の一部改正について

— 新潟県福祉保健部 —

厚生労働省医薬・生活衛生局長より次に掲げる6物質について、標題の法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した旨の通知がありましたので、お知らせ致します。

新たに指定された薬物

- ① [1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル] (4-メトキシナフタレン-1-イル)メタン及びその塩類
- ② 2-(2, 5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-2-メトキシエタンアミン及びその塩類
- ③ N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルイソブチルアミド及びその塩類
- ④ 4-ブタノイル-N, N-ジエチル-7-メチル-4, 6, 6a, 7, 8, 9-ヘキサヒドロインドロ [4, 3-fg] キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
- ⑤ N-(1-[2-(フラン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル)-N-フェニルプロパンアミド及びその塩類
- ⑥ 4-メチル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

【お問い合わせ先】新潟県福祉保健部医務薬事課

薬事指導係 平山 様 TEL : 025-280-5188

じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

— 新潟労働局 —

今般、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法及び労働安全衛生法に基づき、各種健康診断やストレスチェックを実施した場合に、作成・保存することとしている健康診断結果の個人票及び労働基準監督署長に提出することとしている健康診断結果等の報告書について、その電子化や電子申請の促進の観点から、これらの様式中、医師、歯科医師又は産業医の押印、署名及び電子署名を不要とするため、じん肺法施行規則等について、改正が行われました。

詳細な資料が必要な方は、本部事務局（担当：中藤）迄ご連絡をお願い致します。

新潟県との

災害協定

協賛店

大規模災害の発生時に、被災者に対し民間賃貸住宅を無料で貸付します。

新潟県宅地建物取引業協会

平成10年5月1日、新潟県と本会との間で全国で初めての「災害時における、民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」に調印いたしております。



子ども
110番の店

新潟県警察本部
新潟県教育委員会
新潟県宅建協会

平成18年6月22日新潟県警察本部と本会の間で、「子ども110番の店」に関する覚書に調印し、新潟県教育委員会と協力し、安全な地域づくりのための活動を推進しております。

開業支援セミナーを開催致します！

10月3日(土) 午前10時～午前11時30分 新潟県宅建会館にて「開業支援セミナー」を開催致します。宅建業開業に興味がある方がいらっしゃいましたら是非お声掛けください！

また、本会へ入会希望者をご紹介いただいた場合、会員皆様を対象に紹介料20,000円を差上げます。次の申請方法に従いご提出ください。

〈申請方法〉

- ①申請用紙を協会HPよりダウンロードください。
- ②申請書記載後、入会者様より本会入会申込書と一緒にご提出ください。
- ③申請者は、法人、代表者又は、従事者個人のいずれでも可能です。

開業支援セミナーと新規入会者への紹介について、詳しくは本部事務局(担当:中島、中藤)迄ご連絡をお願い致します。

(一社)全国賃貸不動産管理業協会 新規会員募集！(入会金無料のチャンスあり)

— (一社)全宅管理 —

全宅管理では「賃貸不動産管理業」を単に賃貸媒介の付随業務にとどまらない独立かつ主体的な業務であると捉え、健全な発展と確立を目指しています。また、業の確立に向けた研究・提言等により会員皆様の業務をサポートします。

【入会金・年会費】

- (1)入会金20,000円、年会費24,000円(月額2,000円×12ヵ月分)

※年度の途中でご入会いただいた場合、月割り会費が発生します。

- (2)2020年度は入会金無料のチャンスです

- ①新規開業して2020年度中に宅建協会に新規入会された会員皆様が、入会日から1年以内に全宅管理に入会すると**入会金無料**
- ②2020年度中に全宅管理会員からの紹介状と一緒に入会申込書を提出すると**入会金無料**



【ご入会手続き】

全宅管理のホームページより入会申込書をダウンロードの上、必要事項をご記入いただき全宅管理あてに郵送、またはFAXにてご送付ください。

◆詳細は、全宅管理ホームページをご覧ください。 <http://www.chinkan.jp/>



会員皆様の優しい心配りで、我が国の戦後の復興から今日の世界に誇る豊かな国を形成された、高齢者の方々の見守りをお願いいたします。
本会は、平成19年10月31日、新潟県との間で、全国に先駆けて「民間賃貸住宅に居住する高齢者の見守りに関する覚書」の締結をいたしております。

発行所 公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会新潟本部

〒950-0084 新潟市中央区明石1-3-10 新潟県宅建会館

電話 025-247-1177

ホームページアドレス <https://niigata-takken.or.jp>

Eメール takken@niigata-takken.or.jp

ホームページ来訪者
8月1日～8月31日迄
5,318名
1日平均171名

発行人 河端信雄 編集人 廣川正通